

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-6 児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査

大島剛（神戸親和女子大学）

研究協力者

大橋和博（長崎県佐世保児童相談所）

高木裕子（福岡県黒目児童相談所）

A. はじめに

本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大学助教授を中心として、全国の児童相談所に対して行われた一時保護所に関する調査の一部、一時保護所に心理職がどのようなかかわりを持ち、どのような役割を担っているかに関する調査内容について分析を行った。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

回答のあった139ヶ所の児童相談所（調査票Ⅰ）および回答のあった88ヶ所の一時保護所（調査票Ⅱ）の結果の中から心理職のかかわりに関する調査項目を抽出し、分析を行った。また、単純集計以外に一時保護所の併設の有無、規模（大<20ヶ所>：年間1日平均保護人数14人以上、中<26ヶ所>：同7人以上、小<41ヶ所>：同7人未満）との関係も分析した。

C. 研究結果

a. 調査票Ⅰ

（1）児童心理司の配置人数

児童相談所に配置されている常勤の児童心理司は、4.08人（SD1.78）となっている。一時保護所併設の児童相談所においては、大：6.05人（SD1.99）、中：5.52人（SD1.26）、小：4.29人（SD1.55）であり、一時保護所の規模と並行して漸増している。

また、非常勤心理職（常勤換算）は、0.95人（SD1.38）であり、常勤児童心理司に換算すれば1人に満たない。

（2）心理診断の状況

一時保護中の児童のどの範囲に心理診断を行うかに関しては、「必要性判断して行っている」が51.8%、次いで「家出や迷子以外は原則全ての子どもをしている」が42.4%となっている。「その他」は、原則全ての子どもに行うという意味で回答されているため、これを「家出や迷子以外の原則全て」のほうに加え、「施設措置をする子どもだけ行う」を「必要性を判断」のほうに加えることによって、2群に集約できる。これによれば、一時保護中の児童の心理診断は原則全て行う児童相談所と、必要に応じて行うため一時保護しても心理診断を必ずしも

行わない可能性がある児童相談所にほぼ半数で2分された状態であることが示されている。

(表1)は、上記にある2種類の一時保護児の心理診断の範囲について、一時保護所の規模によって再分類したものである。ほとんど偏りがなく2群に分かれており、統計上の有意差も見られなかった。これは、まったく一時保護所の併設の有無や規模によっての特徴はなく、別の要因で判断されていることが示されている。

また、「必要性」の決定に関しては、45.7%が「受理会議で決定」され、次いで「担当児童福祉司からの依頼」が33.0%、「判定担当管理職の選択」が10.6%となっている。また、一時保護所の有無や規模に関しても統計上有意差はなく、特徴は認められなかった。心理診断の実施状況(原則全てか、必要性を判断か)による差異も分析を試みたが、有意結果は見られなかった。

また、127ヶ所(92.0%)の児童相談所において、常勤の児童心理司が心理診断を一番よく行うという結果が示されている。

(3) 児童の主訴別に見た心理診断の内容および理想と実際の相違

(表2)には、児童の主訴別に見た心理診断の内容および理想と実際の相違をまとめて示した。虐待とそれ以外の主訴の間には、若干相違点が認められる。虐待以外ではほとんどが天井効果を示し、理想と実際もほとんど差異がない。一方虐待が主訴の場合は、若干であるが実際よりも理想のほうが心理検査の必要性が低いとの結果が示されている。また、何の検査であるかは不明であるが、「その他」の検査の使用率が半数以下の比率になり、他に比べて極端に低い傾向が見られる。

(4) 心理診断の比重
援助方針会議までに心理診断が実施される割

合は、全体平均で86.2%(SD16.22)であり、47ヶ所(33.8%)の児童相談所では100%実施されているという結果であった。また、一時保護所の有無や規模、および心理診断の実施状況による有意な差異は認められなかった。

57ヶ所(41.0%)が「必要不可欠な要素として尊重されている」、72ヶ所(51.8%)が「処遇決定の重要な要素の一つとされている」となっており、ほとんどの児童相談所で重要な位置づけで心理診断が取り扱われている。

また施設入所にならなかった場合においても、77ヶ所(55.4%)が「施設入所と同じように判定書を作成する」、40ヶ所(28.8%)が「できるだけ詳細な判定所見を文書で残す」としており、8割以上の児童相談所で、しっかりした判定所見が作成されていることが示されている。

(5) 心理面接の状況

心理面接(ある程度継続した心理職のかかわり)においては、心理診断と同様に「ほぼ必要性を判断して行っている」と「原則全ての子どもを行っている」に2分されるが、(表3)に示したように「ほぼ必要性を判断して行っている」が約2倍となっており、24ヶ所の児童相談所が(表1)に示した心理診断よりも「全ての子ども」から「必要性」にシフトしている結果が認められた。心理面接は心理診断よりも施行される割合が少なくなる傾向が見られる。

ただし、一時保護所の有無や規模による有意な差は認められなかった。

心理面接を一番多く行っているのが児童心理司(正規職員)であるところが115ヶ所(82.7%)であり、一時保護所の心理士はわずか12ヶ所(8.6%)に過ぎず、大半が常勤の児童心理司中心に行われていることが示された。

(6) 心理面接の頻度の理想と実際

心理面接が行われる頻度について、理想と実際をケースの主訴別に回答してもらった結果を（表4）に示す。

週1回～2回を基礎として、理想としてはより集中的に行っていきたいが、どの主訴においても理想よりも実際は頻度がワンランク低くなっている。また、虐待に関しては他の主訴に比べて頻度を多くした心理面接が心がけられている。

（7）児童心理司の定員

現在の児童心理司で一時保護所の業務は十分に行えているかという問いに対して、「不十分にしか行えていない」55ヶ所（39.6%）、「全く不十分である」31ヶ所（22.3%）であり、一方「十分行えている」2ヶ所（1.4%）、「ある程度行えている」44ヶ所（31.7%）となっている。半数以上は児童心理司が足りていない状況が示されている。

児童心理司（正規職員）1人当たりの人口（管轄人口÷児童心理司）の平均は164,138人、これに常勤換算を行った非常勤心理士を加えた人口の平均は145,066人であり、適切と考えられる人口は74,002人であった。心理職1人あたりの管轄人口の理想は現在の約半分であり、現職の約2倍の心理職が必要と考えられている結果となった。

児童心理司の全業務量のうち一時保護所にかかわる割合は、全平均14.45%（SD11.99）であり、一時保護所の有無、規模別に示したのが、（表5）である。中規模が最大であり、次いで大規模、小規模となっており、併設していないところが一番少ない結果となっている。

b. 調査票Ⅱ

（8）一時保護所担当心理士（非常勤）の配置

一時保護所担当心理士が配置されている一時保護所は57ヶ所（64.8%）であり、そのうち約8割の47ヶ所（全体の53.4%）では所属

が一時保護所となっており、約半数の一時保護所に非常勤であるが専属の心理士が配置されている。

（9）一時保護所担当心理士の業務

一時保護所担当心理士の心理職としての中心的な業務に関してどのようなものが、どの程度行われているかを示したものが（表6）である。「生活場面面接」、「一時保護所の会議出席」が7割以上であるのに対して、「心理診断」を行うものが約半数、そして児童相談所の相談判定部門との関連を示す業務は2～3割程度となっている。「その他」はグループワークや学習指導、児童指導となっており、（表7）で示す業務に近いものが入っている。

これらの業務では、「療育手帳判定などの心理業務」を除いて、一時保護所の規模による有意差は見られなかった。

上記の心理業務以外にどのような業務をどの程度行っているかを示したのが、（表7）である。

「幼児の保育」や「掃除指導」が3～4割に達しており、児童指導員や保育士の直接処遇業務もある程度行っていることが示された。「その他」には、学習指導や余暇活動、行事付き添いなどが上げられている。

これらの業務では、「掃除指導」を除いて、一時保護所の規模による有意差は見られなかった。

（10）心理士の配置が子どものケアに対する貢献度

「非常に貢献している」27ヶ所（47.4%）、「ある程度貢献している」24ヶ所（42.1%）、一方「貢献の度合いは少ない」3ヶ所、「ほとんど貢献していない」1ヶ所となっており、約9割が一定の貢献を認めている。

以下は、一時保護所に心理士が配置されて起きた変化の自由記述である。一時保護所の子ど

もの処遇にさまざまな意味で貢献があったことが示されている。

D. 考察

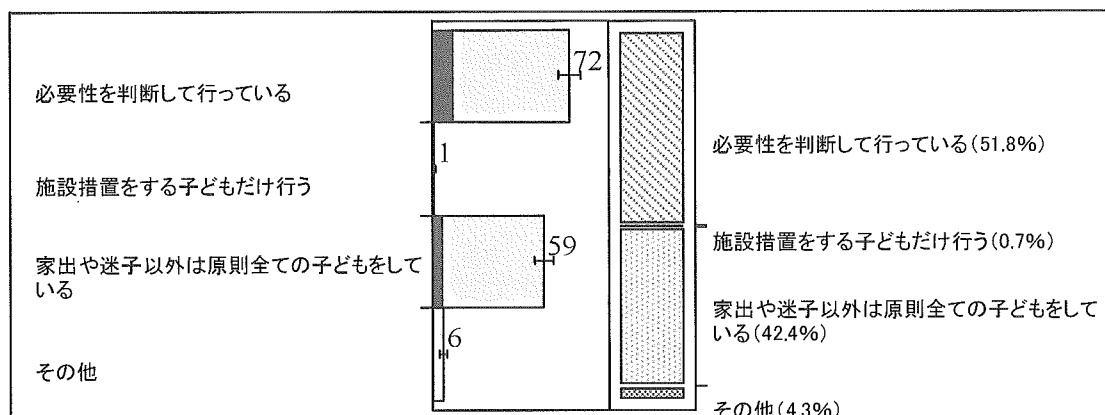
児童相談所に配置されている常勤の児童心理司の平均人数は4人程度、非常勤も1人程度であり、一時保護所の業務に携わる割合は全体の業務の14.4%にしか過ぎない。虐待などの主訴で一時保護されているケースは必然的に負荷が大きく、エネルギーをかけなくてはならないと考えられるが、半数以上の児童相談所では十分な児童心理司による業務が行えていないと報告している。特に心理面接において理想の頻度よりもワンランク低い頻度でしか実際は会えない状況が示されており、心理診断に比べても心理面接を「原則全ての子どもに行っている」比率が低下している。

一方で、心理診断は処遇決定に関して重要な位置づけとして扱われ、援助方針会議までに8割以上実施され、47ヶ所の児童相談所では完全実施となっていた。心理診断内容も理想と実際のギャップは少なく、ある程度の水準の判定所見が作成されていることが示された。児童心理司の業務の位置づけは心理面接よりも心理診断のほうにウェイトがかかっていることが推測される。ただし、約半数の児童相談所では、心理診断は「必要性を判断して行っている」としており、心理診断のレベルを下げるのではなく、心理診断をするケースを選択する（間引く）ことで業務の人手不足を補っていることが

考えられる。これは、一時保護所の併設の有無や規模による関連は示されず、児童相談所の全体的な特徴として存在するのではないかと思われる。地域や規模でなく、何らか別の要因によってこのような傾向に陥っている児童相談所が半数以上にのぼるのかもしれない。

一時保護所担当心理士が6割以上配置され、非常勤ではあるが一時保護所の専属の心理士が着実にメジャーとなっていることが窺われる。ただし、その業務に関してはまだ明確な役割が確立していないものの、常勤の児童心理司とは異なった存在として、一時保護所に寄与しているように思われる。特に心理的な立場から保護児童にアプローチを行って、一時保護中の児童のケアに深くかかわっていることが推測される。ただし、一時保護所職員として直接処遇に近いことを行う立場にあるものと、児童福祉司のパイプ役や児童心理司の補助的役割としての立場にあるもの、その中間のものというようにさまざまな立場があるように思われる。しかし、いずれにしても一時保護所担当心理士の配置によって、一時保護所がよい方向に変化したという貢献に対する評価は高い。この点に関して明確な一時保護所の規模による差異はほとんど見られず、規模よりもシステムとして一時保護所担当心理士がうまく機能していることが窺われる。ただし、どのような立場で一時保護所にいるかは、まだまだ模索段階であり、これからしだいに形つくられていくと考えられる。

(図1) 心理診断を行う一時保護児童の範囲



(表1) 一時保護所の規模による心理診断の状況 (単位: 所)

	なし	小	中	大	計
必要性を判断して行っている	26 (18.7%)	22 (15.8%)	12 (8.6%)	13 (9.4%)	73
原則全ての子どもを行っている	26 (18.7%)	19 (13.8%)	14 (10.1%)	7 (5.0%)	66
計	52	41	26	20	139

(表2) 児童の主訴別に見た心理診断の内容および理想と実際の相違

		理 想		実 際	
		度数	%	度数	%
性被害（疑いを含む）	a 知能・発達	121	87.1	121	87.1
	b 質問紙	103	74.1	106	75.5
	c 投影法	129	92.8	129	92.8
	d その他	66	47.5	63	45.3
性虐待以外の虐待被害	a 知能・発達	121	87.1	123	88.5
	b 質問紙	104	74.8	139	100
	c 投影法	129	92.8	139	100
	d その他	58	41.7	139	100
非行	a 知能・発達	120	86.3	121	87.1
	b 質問紙	139	100	139	100
	c 投影法	139	100	139	100
	d その他	139	100	139	100
虐待を除く養護相談	a 知能・発達	139	100	139	100
	b 質問紙	139	100	139	100
	c 投影法	139	100	139	100
	d その他	139	100	139	100
不登校	a 知能・発達	139	100	139	100
	b 質問紙	139	100	139	100
	c 投影法	139	100	139	100
	d その他	139	100	139	100
発達障害	a 知能・発達	139	100	139	100
	b 質問紙	139	100	139	100
	c 投影法	139	100	139	100
	d その他	139	100	139	100

(表3) 一時保護所の規模による心理面接の状況（単位：所）

	なし	小	中	大	計
必要性を判断して行っている	37 (26.6%)	24 (17.3%)	13 (9.4%)	15 (10.8%)	89
原則全ての子どもを行っている	12 (8.6%)	17 (12.2%)	10 (7.2%)	4 (2.9%)	43
計	49	41	23	19	122

* 「施設措置のみ行う」「その他」を含めずに集計

(表4) 主訴別の心理面接の頻度の理想と実際

	理想	現実
性被害	①週2回 ②2日に1回	①週1回 ②週2回
性被害以外の虐待	①週2回 ②2日に1回	①週1回 ②週2回
非行	①週2回 ②週1回	①週1回 ②2週に1回
虐待を除く養護相談	①週1回 ②週2回	①週1回 ②2週に1回
不登校	①週1回 ②週2回	①週1回 ②2週に1回
発達障害	①週1回 ②週2回	①週1回 ②2週に1回

* ①②は度数の順位

(表5) 一時保護所の規模別に見た児童心理司が「一時保護所にかかわる業務量の割合

	なし	小	中	大
業務量% (SD)	10.67% (8.19)	14.63% (8.24)	19.89% (15.26)	16.58% (18.24)

(表6) 一時保護所担当心理士の具体的業務 (複数回答)

心理診断	28 (49.1%)	判定結果の解説	16 (28.1%)
継続的心理面接	21 (36.8%)	児童心理司の補助	15 (26.3%)
生活場面面接	42 (73.7%)	児童心理司と連絡調整	21 (36.8%)
一時保護所会議出席	41 (71.9%)	施設への同行	6 (10.5%)
援助方針会議出席	22 (38.6%)	療育手帳判定など	8 (14.0%)
児童福祉司への報告	18 (31.6%)	その他	8 (14.0%)

(表7) 一時保護所担当心理士の心理業務以外の業務 (複数回答)

夜勤	1 (1.8%)	食事の準備	12 (21.1%)
掃除指導	20 (35.1%)	洗濯	7 (12.3%)
幼児の保育	24 (42.1%)	通院付き添い	3 (5.3%)
風呂指導	9 (15.8%)	その他	24 (42.1%)

(表 8) 一時保護所に心理士が配置されて起きた変化の自由記述

クッション的役割もあり、児童は接触を楽しみにしている。

担当児童心理司に保護所内での生活情報の伝達が増え、心理判定面での補強がなされるようになった。

保護所の処遇職員の補助的業務をすることで一定の貢献がある。

以前から配置されている。

学習意欲が出てきた。

虐待児への対応、幼児対応(保育士の配置がない)に役立っている。

月に5回(6時間)なので、具体的な変化はみられないが、「職員とは違う」という感じで、ある程度貢献していると思われる。

行動観察の視点が広がった

行動観察及び指導面での深い洞察ができる

子どもの気持ちの代弁者として機能が強まった。

子どもの処遇を療育的な視点に立って考える。

児童の行動観察が多角的に行えるようになってきた

児童の行動評価がチェックシート等の導入など、客観化が図られた。

児童の心理的ケアの充実がはかられ安定につながっている。

児童の問題行動への理解が深まりやすくなった。職員数が増え、児童への対応が手厚くなった。

児童への対応の方法等、困難ケースへの対応がより充実してきた

児童処遇の充実が図られた

実感できるほど目に見えた変化はない

若い男性のため、児童が接しやすく心を開いている

女子入所児との面接等に力が発揮できている。

常勤心理士との情報交換が可能になり、児童への理解を深める下地ができた。

職員へのサポートが有効に機能している。

心理プログラムが組める

心理学的な観点から行動観察ができて、そのことを活用して生活指導に当る。

心理士・福祉司との連携調整がうまくいくようになった。

心理的視点が入るようになった

生活場面での心理的ケアが受けられるようになった

専門性の向上、子どもの状態の変化への早期の対応

特筆すべき変化は見られない

日常生活を通じて、児童の心理状況を専門的に把握できる。

年齢が若いこともあり、児童が気軽に相談したり、職員には話さないような内容の事柄を打ち明けたりする。

被虐待児の情緒の安定

被虐待児等の心理ケアを要する児童に対して、面接の機会を持てるようになった。

保護所職員へのアドバイスができ、子どもへ援助する為の心構えができた。

保護所内での検討に幅が出た

面接が多く取れるようになり、子どもが安定してきた

問題行動に起因する要因分析や情緒障害児がパニックに陥った場合の対応等に当たってくれているため、大いに助かっている。

1-7 児童相談所一時保護所における学習の実態

圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

A. はじめに

本稿では一時保護所を対象に調査を行った「要保護児童の一時保護のあり方に関する研究（一時保護所用）」（調査票Ⅱ）の中の、「5 教育保障」に関する回答を中心に分析し、その結果に基づいた提言を行うことを目的としている。必要に応じて、この他の質問項目に対する回答も引用している。

分析内容としては、一時保護所における学習室の実態、入所児童に学習指導する職員の実態、一時保護所での学習環境と学習内容について述べることにする。

他の論考と同様、本稿でも一時保護所の規模を1日の平均入所児童数により、大規模（14人以上）、中規模（7人～13人）、小規模（7人未満）と分類する。また、特に記述のない限り、回答の母数は、回答を寄せた一時保護所数の87である。

なお、本稿における「学習指導」とは、一時保護所内で子どもに学習を指導することを指し、「学習指導員」とは、学習担当講師など子どもへの学習指導を主たる業務とする職員を指す。

B. 学習室の実態

まず、一時保護所における学習権を保障する枠組みとして、学習室のあり方について検

討する。

学習室の状況については、既に「1 一時保護所の構造」において検討しているが、「5 教育保障」においても学習室の構造についての調査をしているため、ここで改めて確認しておく。

B-1 学習室の状況

未回答の1カ所を除いた86カ所の内訳は、次の表の通りである（表2-1）。

中規模の一時保護所では、学習室の専用兼用に関する大きな差は見られないが、大規模では専用が多く、小規模では兼用が多い。

B-2 学習室の構造

学習室の構造は、以下の通りとなっている（図2-2）。未回答の1カ所を除くと、学習室に2つ以上の部屋を使っているのは15カ所（17.4%）、1つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえるのは6カ所（7.0%）、1つの部屋で小学生から高校生までが平行して学習しているのが61カ所（70.9%）あった。その他と回答したのは4カ所（4.7%）あった。

「その他」と回答した一時保護所による、記述内容は以下の通り。「通常は学習室。人数が多くなった場合は別の部屋を使用。」、「一つの部屋を仕切って使うが、声などが聞こえる。二つ以上の部屋を使う。」、「男女

別々の部屋で、みんな平行で」、「保護所外の体育館会議室、状況に応じ複数使用」。

また、「その他」と回答した一時保護所以外にも、「一つの部屋を分離して使用する場合あり」、「場合によって高学年は居室で実施。」、「男女別室」といった但し書きが見られた。

上の図 2-1 を一時保護所の規模別にする
と、次の表のようになる（表 2-2）

小規模や中規模の一時保護所では 1 部屋に児童が集まって学習している割合が高いが、大規模の一時保護所では 2 部屋以上を使用しているところも比較的多い。

C. 学習指導に関連する職員体制

ここでは、一時保護所内で学習指導を担当する、常勤と非常勤の両方の職員に焦点を当てる。

現在、教育委員会に教員として採用された職員が、首長部局に属する児童相談所一時保護所の職員となるには、2つの身分が考えられる。1つは、一時保護所において子どもへの学習指導を主たる業務とする学習指導員であり、もう1つは、一時保護所における生活全般を指導する児童指導員である。一般に、教育職員は行政委員会としての教育委員会の管轄内を異動することとなっており、教員の身分のまま、首長部局としての福祉関連部局に位置づけられる児童相談所に異動することは制度上、難しい。だが、いくつかの児童相談所では、児童福祉司や一時保護所の児童指導員などに、教員が研修などの名目で異動して着任することもある。その際は、いったん教員の身分を離れて一般事務職員となる場合が多い。

一時保護所内における入所児童の学習権を人的に保障する指標としては、現状において、以下のように、いくつかの段階が考えられる。

「教員が一時保護所に配属されているか否か」、「一時保護所の職員が小学校または中

学校の教員免許を持っているか」、そして、それは「常勤職員か非常勤職員か」。これらの段階を表にすると以下のようなになる（表 3-0）。

C-1 常勤の学習指導員

常勤の学習指導員が配置されているのは、大規模 1カ所、中規模 2カ所、小規模 1カ所の、計 4カ所（4.6%）で、いずれも 2名であった。

調査にあたって、常勤の学習指導員は現役の教員が着任すること、あるいは教員免許を持つことを想定しており、それをあえて質問していなかった。そのため、この想定に該当しない職員の存在も考えられる。ただ、教育職員からの異動ではなくとも、一時保護所に常勤の学習指導員の枠を設定していること、かつ、その名称から判断して、この想定と同程度の能力がある者が、学習指導員として配置されていると考えられる。

C-2 非常勤の学習指導員

非常勤の学習指導員が配置されているのは、20カ所（23.0%）であった。非常勤職員の勤務時間を常勤職員に換算した人数を規模別にみると、4.5名が中規模 1カ所、2名が大規模 2カ所、1.6名が中規模 1カ所、1.2名が大規模 1カ所であり、この他にも 1名～0.3名の配置が大規模、中規模、小規模それぞれ 5カ所の計 15カ所あった。非常勤の学習指導員には、退職した元教員、あるいは教員を志望している者も含まれると考えられる。

なお、学習指導員について、常勤と非常勤の両方が配置されている一時保護所は中規模の 1カ所がある。常勤 2名と、非常勤は常勤換算で 1.6名が配置されている。

C-3 教員採用の常勤児童指導員

ここでは、一時保護所にいる教員採用の職員に着目して、2つの質問項目を設けた。まず、「常勤児童指導員の採用区分」の選択肢

の1つとして「教員」を設定して、該当する人数の記入を求めた。また、「常勤児童指導員の出身・資格」の選択肢に「教育委員会からの現役教員の派遣」を設定し、同様の回答を求めた。これら2つの質問は、本質的には同じことを意味しているが、結果的に、前者には8カ所が、後者には10カ所が具体的な数字を提示して、教員出身者の存在を示した。2カ所の一時保護所は、後者には数字を記入したものの、前者には記入していない。

この2カ所はいずれも、教育委員会から現役教員の派遣を受けていることになっている（それぞれ1名と2名）。だが、教員として一時保護所に入っているのではないとして、常勤児童指導員の出身・資格の「教員」ではなく、「行政事務」あるいは「福祉職」としてカウントされたと考えられる。

いずれにしても、後者に着目すると、10カ所（11.5%）の一時保護所で、教員として採用された児童指導員の存在を確認できる。以下では、教員が異動してきた一時保護所に着目して、配置されている常勤の児童指導員数と、そのうちの教員数を示す（表3-3）。児童指導員2名中2名が教員出身である一時保護所が存在していることは、とても興味深い。

C-4 現役教員以外で教員免許を持つ常勤児童指導員

13カ所（15.0%）の一時保護所では、現役教員以外で、教員免許を持つ常勤の児童指導員が配置されている。なお、この13カ所には、いずれも教員採用の児童指導員は配属されていない。

教員免許を持つ児童指導員数と、児童指導員総数の割合は、次の表の通りである（表3-4）。

ただし、ここでの教員免許は小学校もしくは中学校に限定していなかったため、幼稚園や高等学校などの教員免許の保持者も含まれ

る可能性もある。また、一般行政や福祉職などから児童指導員に配属される際に、教員免許の有無が考慮されたのか、あるいは偶然、教員免許を所持していたのかは、本調査においては明らかになっていない。

C-5 学習権を保障する人員配置

以上の調査結果は、主に学習指導員と児童指導員に着目してのことであった。先に提示した表に従うと、以下ようになる（表3-5）。

もちろん、実際に学習指導をしている保育士や心理職員、ボランティアなどの常勤や非常勤の職員にまで範囲を広げれば、小学校もしくは中学校の教員免許を持っている者が増えることは予想される。

C-6 平日に学習指導する職員数のある一日の平均

ここでは、ある平日の一時保護所で何名の職員が学習指導をしているのかについて、尋ねた。常勤と非常勤の区別をせず、児童指導員、保育士、学習指導員、ボランティアの項目を設定して回答を求めた。未回答が3カ所あった。

職種ごとの最大値を列挙すると、児童指導員が5名、保育士が4名、学習指導員が2名、ボランティアが1名となっている。さらに、心理職の職員（児童心理司）や、看護師、虐待対応協力員、非常勤職員、教育相談員が、学習指導に加わっているところもある。

以上の人数を合計したものが、下の図である（図3-6）。最大値は7名（小規模1カ所）であった。以下、6名（大規模3カ所、中規模1カ所）、5名（大規模2カ所、中規模2カ所、小規模3カ所）と続いている。ここからも分かるように、ある1日に学習指導する職員数は、一時保護所の規模との関係はみられない。

また、1名以下という回答をした一時保護所もあるが、小規模であることから、入所者

がおらず学習指導が行われなかった日も含めて計算したと考えられる。

C-7 学習指導をする者のうち、小・中学校教員免許保持者

「学習指導を行うものが持っている資格」として、小学校教員免許と中学校教員免許に分け、児童指導員、保育士、学習指導員、その他の別に人数を問うた。

この質問項目には、空欄の回答が多く見られた。この空欄が、「該当する職員はいない」ことを意味しているのか、「不明」あるいは「未記入」を意味しているのか、明確にできない。そのため、小学校教員免許に関する欄が空白でも、中学校教員免許を持つ者の人数が記入されていれば、小学校教員免許を持つ者はいないと判断し（逆も同様）、小学校と中学校の両方の欄に記入していない場合は、両方の免許を持つ者がいない場合と、未記入の両方が考えられるため、「不明」として処理した（32カ所、36.8%）。この「不明」には、教育委員会から教員の派遣を受けている一時保護所のうち、回答欄を空欄にしている2カ所も含まれている。教員出身ではあるが、学習指導を担当させていない、あるいは記入漏れといった可能性が考えられる。

ここでは、単に児童指導員や保育士などが小・中学校の教員免許を持っているかどうかを尋ねたのではなく、「学習指導を行う」という前提を冠した。児童指導員や保育士で、学習指導に関与しない職員がいることを念頭にしてのことである。

学習指導を行う者で小学校または中学校教員免許を持っているのはおおむね児童指導員や学習指導員であるが、保育士やその他もみられる。また、教員免許を持つはいるが、学習指導を担当しない職員の存在も考えられうることから、本調査では、常勤と非常勤を区別せず、実際に学習指導をする者の中に小学校または中学校の教員免許を持つ者

の存在の有無について調べた。

次の表は、小学校や中学校の教員免許を持つ職員が、常勤ないし非常勤にかかわらず、配置されている一時保護所の数である（表3-7）。

さらに以下では、回答結果を加工し、それぞれの一時保護所で学習指導を行う者の中に、小中学校の教員免許を持つ者が存在するかどうかを検討する。

一時保護所で学習指導をする者の中に、小学校または中学校教員免許を持つ者がいると確認できた一時保護所の割合は、以下の通りである（図3-7-1）。

学習指導をする者の中に小学校または中学校、もしくはその両方の教員免許保持者が含まれているのは、回答のあった87カ所のうち、大規模16カ所、中規模20カ所、小規模19カ所の、計55カ所（63.2%）の一時保護所であった。逆に、32カ所（36.8%）の一時保護所には、該当者は存在しないか、不明である。

学習指導をする者に小学校と中学校の教員免許保持者が重複している（一人で両方を持つか、複数で持つかは不明）のは、大規模6カ所、中規模7カ所、小規模5カ所の計18カ所（20.7%）である。

次に、小学校教員免許に着目する（図3-7-2）。

回答欄が未記入で、当該職員の存在が不明な32カ所を除く55カ所のうち、学習指導をする者の中に小学校教員免許を持つ者がいると回答したのは31カ所（56.4%）であり、いないのは24カ所（43.6%）であった。

次に、中学校教員免許に着目する（図3-7-3）。当該職員の存在が不明な32カ所を除くと、学習指導をする者の中に中学校教員免許を持つ者がいると回答したのは42カ所（76.4%）であり、いないのは13カ所（23.6%）であった。

従来の調査において、一時保護所職員の持

つ資格として教員免許を尋ねる項目が設定されたことはあった。だが、教員免許には幼稚園教諭、高等学校教諭も含まれていることに注意が払われていなかった。多くの保育士はその養成課程において同時に幼稚園教諭の免許も取得していることが考えられるため、このような大雑把な基準では、学校に通えていない小学生や中学生の学習権保障という議論には適していない。そこで、本調査では特に小学校または中学校の教員免許に限定しての調査を行ったのである。

D. 学習環境・内容

ここでは一時保護所における学習の実態を、学習時間、学習教科、教材、通学、在籍校との情報交換といった指標から概観し、学習の時間の困難さに関する自由記述を検討する。

D-1 小学生の学習時間

一時保護所において、小学生の学習時間がどれくらい設定されているのだろうか。以下、午前、午後、そして一日合計に分けて見ていくことにする。なお、小学生に関しては未回答が1カ所あった。

まず、午前については以下の通りである(図4-1-1)。

一時保護所において設定されている小学生の学習時間は、一日あたり、最長270分(小規模2カ所)、最短60分(中規模2カ所、小規模3カ所)、平均130分であった。

一時保護所における小学生の午前中の学習時間として設定されているのは、最短60分(中規模2カ所、小規模3カ所)、最長180分(小規模1カ所)、平均114分であった。

次に、午後については以下の通りである(図4-1-2)。

小学生に対して午後にも学習の時間を設定しているのは、大規模7カ所、中規模7カ所、小規模8カ所の、計22カ所(25.6%)であ

った。このうち、3カ所では週に2日だけ午後に学習の時間を変則的に設定している。ただし、ここでは便宜上、一日平均にして考えたため、これらのデータに関しては次のように処理した。「週2日の午後の学習の時間：ここでの便宜上の学習の時間」として対応させると、50分：20分、80分：36分、90分：36分となる。

午後にも学習をしている22カ所に絞ると、最短45分(大規模2カ所)、最長120分(中規模1カ所、小規模1カ所)、平均63分であった。

午前と午後を合計した学習の時間は、次の図の通りとなっている(図4-1-3)。

D-2 中学生の学習時間

調査回答のあった87カ所のうち、3カ所が未回答であった。

まず、午前については以下の通りである(図4-2-1)。

一時保護所における中学生の午前中の学習時間として設定されているのは、最短60分(中規模2カ所、小規模2カ所)、最長180分(小規模1カ所)、平均115分であった。

次に、午後については以下の通りである(図4-2-2)。

中学生に対して午後にも学習の時間を設定しているのは、大規模7カ所、中規模9カ所、小規模8カ所の計24カ所(28.3%)であった。この24カ所のうち、3カ所(大規模1カ所、中規模2カ所)では週に2日だけ、午後に学習の時間を設定している。その一時保護所は小学生の変則的な午後の学習の時間を設定しているところと、時間も同じであるため、データの処理方法も、前項に倣っている。

午後にも学習をしている24カ所に絞ると、最短45分(大規模3カ所)、最長120分(大規模1カ所、小規模1カ所)、平均66分であった。

午前と午後を合計した学習の時間は、次の図の通りとなっている（図 4-2-3）。一時保護所において設定されている中学生の学習時間は、一日あたり、最長 270 分（小規模 2 カ所）、最短 60 分（中規模 1 カ所、小規模 2 カ所）、平均 134 分であった。

なお、グラフの形からも想像されるように、小学生と中学生の学習の時間は、両者の比較が可能な 84 カ所中、75 カ所（89.3%）で一致している（ $p < 0.05$ ）。一致していない 9 カ所（10.7%）はいずれも、午前もしくは午後の中学生の学習時間が長く、その幅は 10 分から 60 分である。

D-3 学習内容の決定方法

入所児童の一時保護所における学習内容をどの様に決めているのかを問うた。その結果は以下の通りである（図 4-3）。

学習内容の決定方法として、学力検査等の実施、子どもの様子で判断、在籍校の授業進度に合わせる、の各項目を想定した。

未回答の 1 カ所を除けば、学力検査などを実施して決めているのが大規模 14 カ所、中規模 13 カ所、小規模 12 カ所の計 39 カ所（45.3%）、子どもの様子を見て決めているのが大規模 6 カ所、中規模 13 カ所、小規模 24 カ所の計 43 カ所（50.0%）、在籍校の授業進度に合わせているのは小規模 1 カ所（1.2%）であった。その他と回答した 3 カ所（3.5%）については、「在籍校の進度を考慮して子どもの様子を見る」が小規模 2 カ所、「児童の能力に応じて」が大規模 1 カ所であった。

D-4 小学生の学習教科

通常の小學生に学習させる科目について、主要 4 教科を中心に尋ねた。この質問には、未記入はなかった。

算数は回答のあった 87 カ所すべてで実施されている。国語は小規模 1 カ所を除く 86 カ所（98.9%）、社会は大規模 6 カ所、中規

模 8 カ所、小規模 15 カ所の計 29 カ所（33.3%）、理科は大規模 3 カ所、中規模 8 カ所、小規模 12 カ所の計 23 カ所（26.4%）の一時保護所で実施されている。

興味深いのは、各教科の実施状況の関係である。理科（23 カ所）、社会（29 カ所）、国語（86 カ所）、算数（87 カ所）の順に、それぞれの左にある教科を実施している一時保護所は、すべて、それぞれの右にある教科を実施している。

また主要 4 教科以外に実施している教科として回答があったのは、複数回答で、「はり絵等」が大規模 1 カ所、「図工」が大規模 3 カ所、中規模 1 カ所、小規模 2 カ所で、これら「図画工作」関連を合計して 7 カ所（8.0%）であった。さらに、「英語」が大規模 1 カ所と中規模 1 カ所の計 2 カ所（2.3%）、「漢字」が中規模 1 カ所（1.1%）、「書写」が小規模 1 カ所、「体育」が中規模 1 カ所、「音楽」が大規模 1 カ所、「家庭科」が小規模 1 カ所であった。これらが学習の時間に実施されているのか、あるいはその他の時間に行われているのかは、不明である。

D-5 中学生の学習教科

通常の中學生に学習させる科目について、主要 5 教科を中心に尋ねた。この質問には、3 カ所の一時保護所が未記入であった。

数学は回答のあった 84 カ所すべてで実施されている。国語は小規模 1 カ所を除く 83 カ所（98.9%）、社会は大規模 7 カ所、中規模 7 カ所、小規模 19 カ所の計 33 カ所（39.3%）、理科は大規模 3 カ所、中規模 7 カ所、小規模 16 カ所の計 26 カ所（31.0%）、英語は大規模 10 カ所、中規模 18 カ所、小規模 29 カ所の計 57 カ所（67.9%）で、それぞれ実施されている。中學生に関しても小学生と同様、理科（26 カ所）、社会（33 カ所）、国語（83 カ所）、算数（84 カ所）の順に、それぞれの左にある教科を実施している一

時保護所は、すべて、それぞれの右にある教科を実施している。

次に英語と他教科との関係について指摘しておく。国語を実施していない一時保護所1カ所では、英語を実施している。また、理科や社会の実施状況と、英語の実施状況の関係は次の図の通りである(図4-5-1、図4-5-2)。このように、中学生を対象とした英語の実施・非実施と、理科と社会の実施・非実施には関係が見られる(p < .05、文末の表4-5-1、表4-5-2参照)。

また主要5教科以外に実施されているものは、以下の通りである。「美術」が大規模1カ所と中規模1カ所、「はり絵等」が中規模1カ所、「図工」が大規模1カ所で、美術関連が計4カ所(4.8%)、「技術家庭」が小規模1カ所と「家庭科」が小規模1カ所で、技術家庭関連が計2カ所(2.4%)、「漢字」が中規模1カ所(1.2%)と「音楽」が大規模1カ所であった。

小学生を対象に実施されている「書写」、「体育」は中学生対象としては見られず、同じく「図工」を実施している2カ所も中学生なので「美術」ないし「技術家庭」として実施されていない。

D-6 小学生と中学生の学習教科の関係

小学生に対しては主要4教科、中学生に対しては主要5教科について、実施状況を見てきた。ここで、各一時保護所における、小学生と中学生の教科の実施に関する関係について考察しておきたい。

既に見てきたように、小学生の算数と中学生の数学に関しては、回答のあったすべての一時保護所で実施されている。また国語に関しては1カ所の一時保護所で小・中学生の両方に実施していない。

次に、理科と社会について検討する。これらに関しての実施・非実施を表した図は、次の通りである(図4-6-1、図4-6-2)。理科と

社会のいずれにも、小学生と中学生の間には実施・非実施の関係が見られる(p < .05、文末の表4-6-1、表4-6-2参照)。

D-7 使用教材

ここでは、学習の時間に使用している教材について、複数回答で尋ねた。調査回答を寄せた87カ所すべてが回答していた。

使用していると想定したのは、「市販のプリント」、「児童相談所で用意したプリント」、「学校の教科書」、「児童相談所で用意したテキスト」である。

それぞれ使用していると回答した一時保護所は以下の通りである。「市販のプリント」は大規模14カ所、中規模15カ所、小規模29カ所の計58カ所(66.7%)、「児童相談所で用意したプリント」は大規模11カ所、中規模14カ所、小規模25カ所の計50カ所(57.5%)、「学校の教科書」は大規模6カ所、中規模8カ所、小規模21カ所の計35カ所(40.2%)、「児童相談所で用意したテキスト」は大規模3カ所、中規模5カ所、小規模7カ所の計15カ所(17.2%)、「その他」は4カ所(4.6%)であった。

「その他」を除く4つの選択肢の間には、児童相談所で用意したテキストと児童相談所で用意したプリント、学校の教科書と市販のプリント、市販のプリントと児童相談所で用意したプリントに関して、次のような関係が見られる。児童相談所でテキストとプリントの両方を用意し、教材として使用しているという関係(図4-7-1)と、それとは逆に、学校の教科書と市販のプリントを教材として使用しているという関係(図4-7-2)、そして児童相談所で用意したプリントと市販のプリントは背反であるという関係(図4-7-3)が確認できる(いずれもp < .05、文末の表4-7-1、表4-7-2、表4-7-3参照)。

「その他」を使用していると回答した具体的な内容は、「相談所で用意したものと児童

が持参したものと併用」が小規模 1 カ所 (1.2%)、「教科書にそったテキスト」が小規模 1 カ所、「持参した参考書」が中規模 1 カ所、「在籍校からのプリント」が大規模 1 カ所であった。

一時保護所における実施教科と、使用教材には、中学生の理科・社会・英語と、学校の教科書の間、有意な関係が見られた (いずれも $p < 0.05$ 、文末の表 4-7-4、表 4-7-5、表 4-7-6 参照)。図にすると以下の通りである (図 4-7-1、図 4-7-2、図 4-7-3)。学校の教科書を使用することが、理科や社会、英語も学習の時間に取り組もうとする意識の高さにつながっているのであろうか。なお、小学生の各教科に関しては、使用教材との関係は見られなかった。

D-8 小中学生の学校への通学の可否

小学生と中学生について、一時保護所から学校への通学の可否について尋ねたところ、回答未記入は 0 で以下の通りの結果となった (図 4-8)。「通学させていない」が大規模 16 カ所、中規模 20 カ所、小規模 24 カ所の計 60 カ所 (69.0%)、「条件により通わせる」が大規模 5 カ所、中規模 5 カ所、小規模 13 カ所の計 23 カ所 (26.4%)、「出身校に通わせる」が小規模 2 カ所 (2.3%)、「その他」が中規模 1 カ所と小規模 1 カ所の計 2 カ所 (2.3%) であった。

「条件により通わせる」と回答した所の中で、19 カ所は具体的な条件を提示している。その「条件」とは、学校や保護者といった関係者・機関の条件、本人の状態という条件、そして処遇上の条件の 3 種類に分けられる (回答には 1 カ所がいくつかの項目を書いている)。

最も多い条件は「送迎」であり、学校 (教師) による送迎を 6 カ所が条件とした。このうち、2 カ所は卒業式や運動会などの「学校行事」に限定していた。加えて、特に指定し

ないが「送迎の確保」を 3 カ所が条件とした。「登下校に問題がない」や「通学手段の確保」を条件とした所がそれぞれ 1 カ所あった。

次に多いのが「希望」である。「本人の希望」(2 カ所)、「本人と保護者の希望」(2 カ所)、「学校の要望」が 1 カ所であった。

さらに、学校の「協力」や「受け入れ」が計 3 カ所、保護者の「協力」が 1 カ所、保護者と学校の「了解」や「同意」がそれぞれ 1 カ所、家族が保護及び通学を「了承」が 1 カ所であった。

学校関連ではこれらの他に、在籍校が「見相から通学可能な範囲にあること」とした一時保護所も 2 カ所あった。

本人に関わる条件としては、「状態安定」や「素行態度良好」を条件としたのがそれぞれ 1 カ所あった。さらに処遇に関連した条件は、虐待以外の「単純養護ケース」が 3 カ所、「判定終了後」が 2 カ所、「処遇上必要と判断」が 2 カ所であった。

また、通学の可否に関して、「その他」と回答した一時保護所は以下のような記述をしている。「その時の子どもの状況による」、「出身校より通学を希望されるが、送迎条件確保が保障されたケースのみ、通われたケースがある。」

出身校に通わせると回答した 2 カ所はいずれも小規模の一時保護所であるが、そのうちの 1 カ所は、「ケースによって」との但し書きがあった。

D-9 在籍校との情報交換

一時保護所と、入所児童の在籍校との情報交換に関しては「必ず実施」、「面会等の際に行う」、「ほとんど実施しない」の 3 つの段階を想定し、さらに「学習達成度などの調査票を記入してもらおう」と「その他」を加え、択一回答として選択肢を作成した。

この質問項目には 3 カ所が未記入であり、84 カ所からの回答を得た。内、4 カ所の一時

保護所が2つの項目に回答した。よって、それぞれの選択肢に該当するか否かで考察する。

結果は以下の通りである。「必ず実施」は大規模1カ所、中規模3カ所、小規模9カ所の計13カ所(15.5%)、「面会の際に行う」は大規模10カ所、中規模13カ所、小規模19カ所の計42カ所(50.0%)、「学習達成度などの調査票を記入してもらおう」は小規模3カ所(3.6%)、「ほとんど実施しない」は大規模7カ所、中規模4カ所、小規模7カ所の計18カ所(21.4%)、「その他」は大規模3カ所、中規模5カ所、小規模5カ所の計13カ所(15.5%)。

「その他」と回答した一時保護所はその具体的な内容として、「(必要に応じて)児童福祉司(児童相談所)を通じて在籍校と連絡を取っている」といった趣旨の記述が11カ所の一時保護所の回答に見られた。加えて、「必要に応じ実施」や「小学生の場合面会に来た担任に学習内容をみてもらっている。」との回答があった。

在籍校との情報交換を「ケースワーカーを通じて」実施という但し書きをつけた一時保護所も3カ所ある。

D-10 学習の時間の困難さ

ここでは「学習の時間に感じた困難さ」についての自由記述を設問とした。60カ所の一時保護所が何らかの記入をしていた。その内容と、記述した一時保護所の数は次の通りである。

「入所児童の学習意欲のなさ」については21カ所(35.0%)、「入所児童の学力不足」については12カ所(20.0%)が記入していた。他にも、「本人に問題を抱えた子どもが多い」、「ADHDやパニックを起こす子どもへの対応」、「発達障害児が増加」という回答が見られた。これらは、一人ひとりの児童に起因する困難さである。

次に、「異学年(異年齢)や、能力(学力)のばらつき」については24カ所(40.0%)の一時保護所が記入していた。一時保護所という異年齢の集団生活に起因する困難さである。

これらに対応する、一時保護所側の問題としては、「職員不足」を16カ所(26.7%)が、「指導方法」を10カ所(16.7%)が、「対応できる教科(の少なさ)」を3カ所(5.0%)が記入していた。また、「専用の学習室がない」(1カ所、1.7%)という回答も見逃すことはできない。

E. 提言

ここからは、本稿で検討してきた内容を元に、学習室、学習指導に関連する職員体制、学習環境・内容に関する提言を行う。

本研究では一時保護所の規模を大・中・小と便宜上分類している。だが本来的に、子どもたちはこのような分類に関係なく、平等に教育を受ける権利、学習する権利、学校に通う権利があるはずである。このことをまず、指摘しておきたい。

E-1 学習室

学習室に関しては、建物としての一時保護所を扱うため、大幅な変革提言は現実的でない。よって、一時保護所の内部の改装、あるいは立て替えを視野に入れた、中・長期的な提言をしたい。

本調査では大規模であるほど学習室が専用であり、中・小規模であるほど、兼用である傾向が見られる。

本来、子どもたちは学校という、日常生活とは異質な場に集まって教育を受けるのであり、それが建物としての学校の役割である。翻って、食堂、あるいは居室という、一時保護所における日常生活の場を学習室と兼用している場合、子どもたちの意識としても、学習が日常生活の延長にしかすぎず、学

校という異質の場に特有の緊張感、あるいは学習への動機付けを持つことや維持することは難しいと推測される。このことは、在宅で学習をすることの困難さからも容易に想起される。

学習教材の配置、机やいすの配置、学習に集中する雰囲気作りといった観点からも、学習室は専用であることが望まれる。

また、学習室の構造に関して、学習室に2部屋以上を使用している一時保護所は17%程度であることから、ほとんどの一時保護所には、学習の時間に子どもたちが一堂に会することになる。2部屋以上を使用するためには、建物の余裕さと人的な配置という、両方の配慮が必要になる。この2点をクリアできるのであれば、男女、あるいは年齢で子どもたちをグループ分けして、別々に学習させることが好ましいであろう。少人数という環境は、子どもたちが学習に集中するのに必要不可欠である。

E-2 学習指導に関連する職員体制

一時保護所に小学校や中学校の分校、ないし分学級を設置すべきである。

調査では常勤の学習指導員を配置している一時保護所が4カ所、非常勤の学習指導員を配置しているのが20カ所で、重複を除くと23カ所の一時保護所に学習指導員が配置されている。加えて、教育委員会からの現任教員が児童指導員となっている一時保護所も10カ所ある。つまり、少なくともこれら33カ所(37.9%)の一時保護所では、学校に通うことができない子どもに対して、学校教育に代わって、子どもたちの学習する権利を保障しようとする、積極的な動きが見られるのである。

分析過程でも言及したように、教育委員会に採用された教員が首長部局に配属されるには、いったん教育職員から一般の事務職員に身分を変更することが必要となる。

だが、児童自立支援施設など、いくつかの児童福祉施設に併設されている小学校や中学校(の分校)、あるいは病院に設置されている院内学級に倣って、一時保護所に小学校や中学校の分校、ないし分学級を設置することによって、これらの問題は一気に解決するのである。

そもそも、児童相談所一時保護所という公の施設で生活していながら、学校に通うことのできない児童が存在していること自体が、子どもの権利という観点からして、大きな問題を抱えていることは忘れてはならない。

一時保護所に小学校や中学校の分校もしくは分学級を設置し、小規模と中規模の一時保護所では小学校と中学校の教員をそれぞれ1名ずつ、大規模の一時保護所にはそれぞれ2名以上配置することを提案する。配置された教員は教材研究、指導計画に専念すると同時に、教員の視点から子どもを観察することが求められる。つまり、一人の子どもに対して、児童福祉司、児童心理司、児童指導員あるいは保育士に加えて、教員としての視点が増えることになり、より多角的に子どもを観察できるようになる。

もちろん、教員の人手が不足すれば児童指導員や保育士が応援に回ることもあり得るだろうし、逆に、教員が児童指導員や保育士の仕事に加勢することも考えられる。

一時保護所に分校や分学級を設置することで、児童指導員と教員の主たる役割を分けることができるなど、子どもだけでなく、職員にもメリットがあるのである。

E-3 学習環境・内容

ここでは、分析に基づいて提言を行うが、いくつかのサブテーマを設ける。

E-3-1 学習時間

まず、学習時間について。小学生の主要4教科、中学生の主要5教科といった絶対的に

必要な時間数や、一時保護所の一日の流れ、学習の時間の現状（平均して小学生で 130 分、中学生で 134 分）を考慮に入れると、1 時間単位を 45 分から 50 分として、午前中に 3 時間単位、できれば午後にも 1 時間単位を確保することが望まれる。午後に関しては、たとえば週に 2 日は 1 時間単位を学習の時間とし、その後の時間や午後の学習のない日は、図工や美術、あるいは総合的な調べ型学習の時間やスポーツないし体育の時間に充てることも考えられよう。

もちろん学習の時間外にも、受験を控えた子どもや、学習が好きな子ども、集中して読書する子どものために、学習に専念する環境作りが必要である。学習の時間外の学習室にも、利用価値はある。

E-3-2 学習内容の決定方法

入所時に学力検査を実施し、ひとりひとりの子どもの様子を見ながら学習内容を決定することが、特に一時保護所の子どもには求められる。

また、子どもの在籍校とも密な連絡を取り、子どもが在籍校に帰ったときにスムーズに学習について行けるような体制を整えなければならない。一時保護所での生活期間は在籍校に登校することは難しい。それが原因で、在籍校の学校の授業進度について行けず、一時保護所を退所した後、不登校につながる可能性もぬぐいきれない。

E-3-3 学習教科

上で述べたとおり、子どもが在籍校に帰ったときにスムーズに学習について行けるようにすることも、一時保護所における学習の時間の大きな役割である。

そのためには当然のことながら、小学生は国語・算数・理科・社会、中学生は国語・数学・理科・社会・英語に取り組む必要がある。現状では、国語と数学・算数をほとんどすべ

ての一時保護所で学習しているようだが、その一方で、社会と理科に関しては小学校と中学校ともに 30% 程度の実施率しかない。

早急に、理科と社会を学習できるようにしてはならない。ただし、理科と社会は国語や算数・数学、英語よりも必要な教材も多いのが難点である。これだからこそ、理科と社会は一時保護所で敬遠されてきたのであろう。

E-3-4 教材

分析の過程で、一時保護所内で用意したテキストとプリントの関係、そして学校の教科書と市販のプリントという一時保護所外から調達した教材の関係の、それぞれの親和度が高いことが示された。また、市販のプリントと一時保護所で用意したプリントの、両方を使うことはないという傾向も確認された。

教材は学習の時間の学習活動に直結するものである。ただひたすら問題プリントを解き、わからないところは教科書に頼るのか、ひとりひとりに担当者がついて教科書の学習を進めるのかによって、必要な教材が代わるのである。その教材をどのように調達するかは問題ではなく、それをどのように使用するかが問題なのである。

いずれにしても、手薄な職員数、子どもの幅広い学年などから判断して、ほとんどすべての一時保護所では、子どもひとりひとりの学習する姿勢に期待するしかないと考えられる。よほど小規模であるか、あるいは学習の時間に関与できる職員の数が十分で、教材が整い、隣の声が聞こえないなどの条件次第では、個別指導も可能になるであろう。

E-3-5 学校との関係

在籍校ないし保護所の近くの学校に通うことができればよいのだが、子どもの状態、保護者の状態、登下校時の安全確保など、越えなければならないハードルがある。だから

こそ、これまでほとんどすべての子どもは一時保護所から通学ができていないのである。ここに、一時保護所に分校ないし分学級を設置する積極的な意義がある。

また、在籍校とは、学校行事の確認や授業の進捗状況の把握など、連絡を密にする必要がある。

E-3-6 一時保護所で何を学ぶのか

一時保護所における学習の目標をどこに定めるのか。学校で学べなかったことを過去にさかのぼって学ぶのか、通学できないという現状を補うために学ぶのか。あるいは、学ぶことによって落ち着きを取り戻すことを目標とするのか。一時保護所としての目標、あるいは子どもとしての目標の立て方によって、幾通りもの目標がある。

F. まとめにかえて

「学習権の保障を考えるのなら、すみやかな学校への復帰を考えるべき。いつまでも一時保護所におかないことを考えよう。教員をおくとか、いかに保護所で学習させるか考えるのは、ますます長期化していくこと」（学習の時間に感じた困難さに関する自由記述より）。

本稿を執筆しながら、この一文は常に頭を離れなかった。本稿の確信を迫体験であるからだ。そもそも、一時保護所は「一時的に」子どもが生活する場であって、長期化することを想定する必要はない。だが、現実的に一時保護する期間は長期化しているのであって、一時保護所としてもそのことに対応する必要が生じてきている。一時保護所の環境を整備することは、長期化につながるかもしれない。だが、そのような心配よりも、現実に学校に通うことのできない子どもに、どう対応するかを考えるべきではないだろうか。

なぜ、一時保護所で学習をするのか。なぜ、一時保護所に学習の時間が設定されている

のか。今一度、考え直す必要がある。